

一定規模以上の 土地の形質の変更を行おうとするときは 届出が必要です

土壤汚染対策法では、一定規模以上の土地の形質の変更しようとする者は、着手の30日前までに、県（佐賀市の区域は佐賀市）に届け出ることが義務付けられています。

◎届出の対象となる土地の形質の変更とは？

土地の形質変更（掘削・盛土）の合計面積*¹が3,000m² *²以上となる場合に、届出が必要です。

* 1 工区や工期、発注などが分かれていても全体事業計画の面積で判断

* 2 現に、有害物質使用特定施設が設置されている土地では900m²以上



土地の形状を変更する行為の例



開発行為、造成・整地、区画整備、建築物・工作物の基礎・縁石・側溝・配管等の敷設及び撤去、杭打ち・杭抜き、道路整備・道路改良、河川改修、林道整備、配管埋設、植栽・伐根、土地改良・農地改良、治山事業、埋蔵文化財調査 等に伴う掘削(切土を含む)及び盛土(一時仮置きを含む)

* 掘削し、元の場所に埋め戻す行為も含まれます。



佐賀県の環境キャラクター
「ピコピコ」

◎誰が届け出るのですか？

「土地の形質の変更をしようとする者」であり、土地の所有者やその土地の開発行為等を行う事業者となります。

3,000m²以上であっても届出対象外となる行為

- (1) 次のいずれにも該当しない行為
 - ア 土壤を当該土地の形質の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - イ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
 - ウ 土地の形質の変更に係る最も深い部分の深さが50cm以上であること
- (2) 農業を営むために通常行われる行為であって、(1)アに該当しないもの
- (3) 林業の用に供する作業路網の整備であって、(1)アに該当しないもの
- (4) 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (6) 事業全体計画で掘削行為がなく、盛土のみの土地の形質の変更





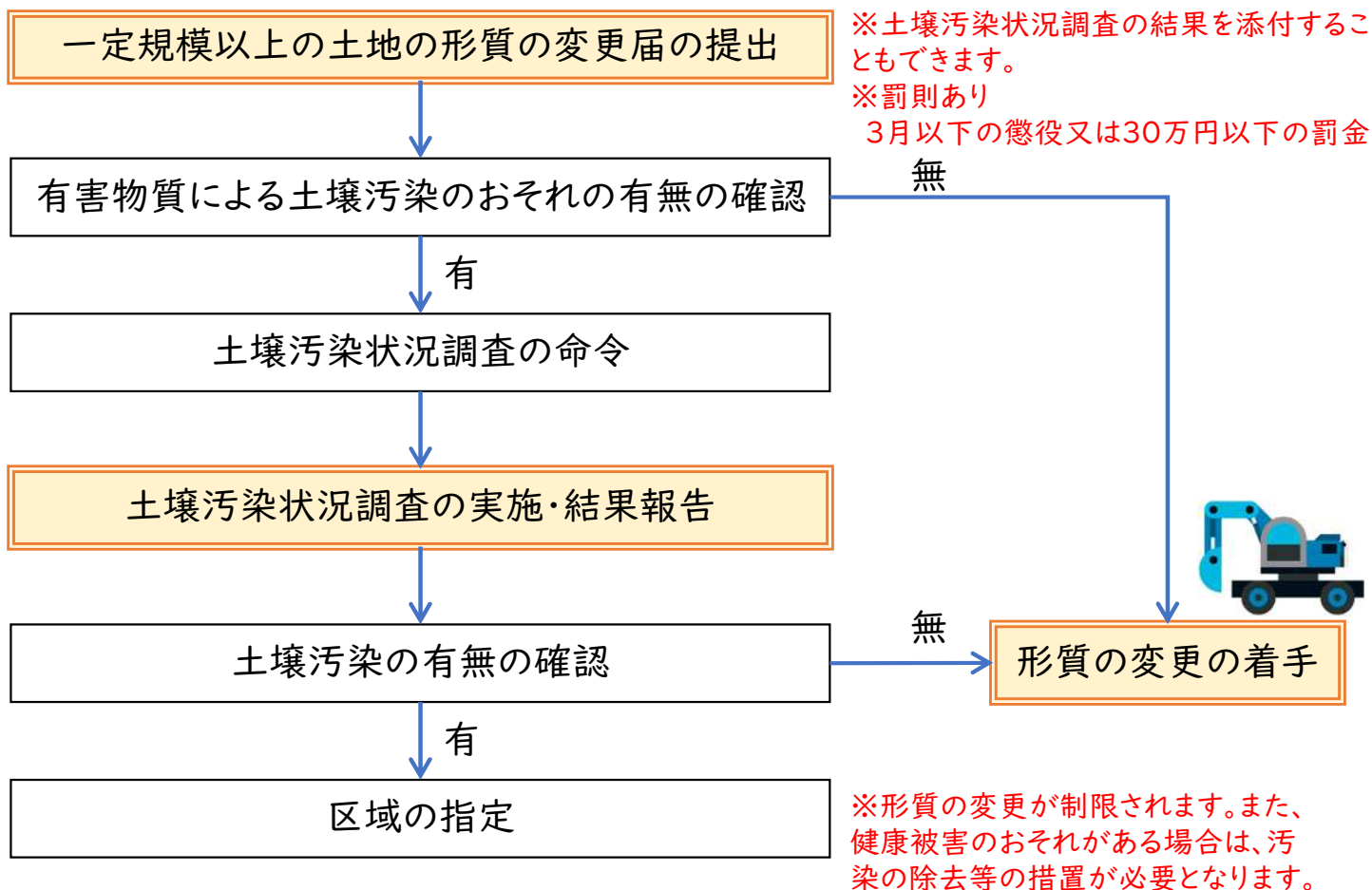
手続の流れ



事業者等



県・佐賀市



届出書類

- 1 届出様式 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6）
 - 2 提出部数 1部（控えを希望される場合は、2部）
 - 3 届出期限 土地の形質の変更に着手する30日前まで
 - 4 届出書の添付書類
 - ① 位置図（1/5,000程度のもの）
 - ② 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図、立面図及び断面図）
（掘削部分と盛土部分が区別して表示されていること）
 - ③ 土地の登記事項証明書及び公図の写し
 - ④ 工事の工程表
 - ⑤ 形質変更に係る土地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するための有効な情報が記載された書類（土地の履歴がわかるもの（土地の利用履歴書、過去の地図等、過去の土壌汚染調査結果など）
- ※調査命令発出に際し、登記事項証明書に記載されている土地所有者と現所有者等が異なる場合は、別途資料提出を依頼する場合があります。

詳しくは佐賀県ホームページをご覧ください

佐賀県 土壌汚染

検索

問合せ先・届出先

佐賀県 県民環境部 有明海再生・環境課
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
☎ 0952-25-7774
* 佐賀市内で行う事業は、佐賀市環境保全課
☎ 0952-30-2436